

平成 2 8 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(5 月 定 例 会 議 事 録)

平成 2 8 年 5 月 1 0 日 (火) 1 3 時 3 0 分 ~
津山市役所 2 F 2 0 2 会 議 室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数 3 4 名

出 席 委 員 (3 3 名)

1 . 日 笠 治 郎	2 . 木 下 稔	3 . 目 瀬 公 康	4 . 平 田 行 男
6 . 本 山 寛 文	7 . 大 山 正 志	8 . 松 岡 兆 人	9 . 内 藤 修
10 . 植 本 幸 男	11 . 竹 内 隆 一	12 . 只 友 良 春	13 . 光 成 美 文
14 . 坂 本 道 治	15 . 福 田 信 吾	16 . 長 森 健 樹	18 . 森 本 政 孝
20 . 井 家 上 淑 子	22 . 福 山 辰 成	23 . 鈴 木 幸 一 郎	25 . 太 田 裕 恭
26 . 川 崎 久 夫	27 . 内 田 増 美	28 . 赤 堀 康 弘	29 . 石 本 惠 二
30 . 南 都 芳 明	31 . 小 島 仁 太 郎	32 . 池 田 幸 正	33 . 尾 島 宏 明
34 . 山 下 英 男	35 . 神 田 圭 介	36 . 寺 元 久 郎	37 . 河 本 廣 道
38 . 溝 口 節 子			

欠 席 委 員 (1 名)

19 . 勝 山 修

事 務 局 (1 0 名)

坂 手 局 長	松 岡 次 長	宮 野 主 任	藤 原 主 任
元 清 水 主 任	杉 井 主 事	三 宅 主 任	小 椋 主 任
池 上 主 任	安 藤 主 査		
二 宮 参 与			

議 事

- 議案第 9号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会処分)
- 議案第 10号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 11号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 12号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 13号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 14号 非農地証明願承認について
- 議案第 15号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの
判断について
- 議案第 16号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 17号 津山農業振興地域整備計画変更に関する意見について
- 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 3号 農地改良届出書の受理について
- 報告第 4号 農地転用届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の と お り

(1 3 : 3 0 ~)

事 務 局 長

失礼します。

定刻となりましたので、只今から、平成 2 8 年 5 月の津山市農業委員会定例会を開会致します。

本日は、委員 3 4 名中 3 3 名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により本会は成立致します。

なお、1 9 番勝山委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定により、以降の議事進行は日笠会長にお願い致します。

日 笠 会 長

皆さんご苦労様でございます。

今日の審議が速やかに行くようによろしくお祈りします。

それでは、議事録署名人を私の方から指名させてもらうてよろしいか。

*

はい。

日 笠 会 長

1 8 番森本委員さん、2 0 番井家上委員さんお祈りします。

*

はい。

日 笠 会 長

よろしくお祈りします。それでは、議案に入らせて頂きます。

議案第 9 号農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

*

《 山下委員、退席 》

事務局 (津 山)

はい、失礼します。それでは、議案第 9 号の説明を致します。今回、津山地区から 1 1 件、加茂地区から 1 件、勝北地区から 3 件、久米地区から 1 件の計 1 6 件の申請です。議案書のページで申しますと、1 ページから 4 ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

まず、津 1 - 1 についてですが、野村の 4 2 歳男性から、同じく野村の 4 4 歳会社員女性への、贈与による所有権移転です。新規就農であり、営農計画書と誓約書の提出を受けております。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津 1 - 2 についてですが、高野山西の 8 5 歳男性から、同じく高野山西の農業を営む 6 1 歳男性への、増反による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津 1 - 3 についてですが、高野本郷の 6 3 歳女性から、河面の 6 4 歳土木業男性への、増反による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津 1 - 4 についてですが、河面の 9 3 歳男性から、西中の 3 5 歳公務員男性への、増反による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津 1 - 5 についてですが、加古川市の 3 9 歳男性から、福井の農業を営む 9 1 歳男性への、贈与による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津 1 - 6 についてですが、田熊の 6 8 歳男性から、同じく田熊の 5 9 歳会社員男性への、増反による所有権移転です。農地法第 3 条第 2 項各号の「許

可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-7についてですが、志戸部の69歳男性から、福力の農業を営む29歳男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-8についてですが、船頭町の破産管財人である弁護士から、山方の農業を営む71歳男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-9についてですが、山方の89歳男性から、東田辺の農業を営む63歳女性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-10についてですが、山方の83歳男性から、同じく山方の農業を営む70歳男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-11についてですが、倉敷市の62歳男性から、岡山市の農業を営む53歳男性への、増反による所有権移転です。住所地が岡山市の為、岡山市第一農業委員会発行の耕作面積証明書が添付されており、岡山市に確認したところ不耕作地等無いとのことでしたので、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (加 茂)

はい、ありがとうございます。続いて加茂。

はい、失礼します。続きまして、加茂地区分を議案書をもとに説明します。

加2-1ですが、神戸市の72歳の女性から加茂町齋野谷の64歳、会社員の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

はい、ありがとうございます。続いて勝北。

はい、失礼します。それでは勝北地区の説明を致します。

勝4-1についてですが、日本原の61歳男性から、新野東の67歳左官業男性への贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、勝4-2についてですが、上野田の89歳女性から、同所の61歳農業男性への親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、勝4-3についてですが、篠山市の74歳男性から、河面の27歳会社役員男性への新規就農に伴う贈与による所有権移転です。

新規就農につき、営農計画書および誓約書の提出を受けております。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。勝北地区の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございます。続いて久米。

事務局（久米）	はい、失礼します。続きまして、久米地区の説明を致します。 久5-1は南方中の69歳男性から、久米川南の農業を営む69歳男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。議案第9号の説明は以上でございます。
日笠会長	はい、ありがとうございました。 それでは、地元委員さんの説明をお願いします。
福山委員	22番福山です。津1-1、これは新規ですが、引き続き前の方と同じ物を作られるということで、問題ないと思うので、宜しくお願いします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。次。
小島委員	31番小島です。津1-2です。本人は一生懸命農業をやられようんで、問題ないです。宜しくお願いします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
神田委員	津1-3、神田です。何ら問題ないと思います。宜しくお願いします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。4区の方。
井家上委員	津1-4ですが、もう家の方で作る支度をされているので、問題ないと思います。 それから、津1-5ですけども、受けられた方が91歳の方ですけども、トラクターをどんどん使われています。大丈夫だと思います。 それから、津1-6ですけども、こちら準備をされているところですので、問題ないと思います。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
本山委員	津1-7について、ご説明させていただきます。この方は新規就農されて、立派にされています。問題ないと思います。
日笠会長	はい、ありがとうございました。次。
長森委員	16番長森です。順番に説明します。津1-8ですけども、この方は非常に精農家でございます。大規模にされているということで、問題ないと思います。 続きまして、津1-9ですけども、この方は本気で農業されている方ですので、問題ないと思います。 続きまして、津1-10ですけども、この方も現在農業をされてますので、特段問題ないと思います。 続きまして、津1-11ですけども、先程説明ありましたとおり、岡山市の方ですので、念を入れまして、ご本人さんを事務局にお呼びしまして、事務局職員と私とで、農業をやるんだという言葉を確認しまして、町内会長にも同意を得まして、新規就農扱いでやっておりますので、宜しくお願いします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
寺元委員	36番寺元です。加2-1ですが、全く問題ありません。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
尾島委員	33番尾島です。勝4-1ですが、これは元々譲渡人と譲受人が地主と小作人の関係にありまして、 が農業をやめることを考えられまして、 が土地を譲り受けるということです。受ける方もきれいに農業されていますので、問題ないと思います。宜しくお願いします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。
平田委員	4番平田です。勝4-2ですが、親子間の贈与で、息子さんは本気で農業されている方ですので、宜しくお願いします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。

川崎委員 勝4-3。この方は河面の27歳の会社員の方ですが、篠山市へ出られとる方の土地を買って新規就農するというので、出てきています。宜しくお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。8区の方。

松岡委員 8番松岡です。久5-1ですけど、農業を本気でされている方なんで、問題ないと思います。

日笠会長 はい、ありがとうございました。津1-11じゃけど、岡山から来てやられるんじゃないかなあ。事務局どうねえ見とる？

事務局(津山) 津1-11ですけど、通作距離が48kmです。津山の基準で言えば40km60分ということで、若干オーバーしておりますが、この[]が倉敷にいらっしゃいますが、家も土地も全部売りたいということで、[]の方も今は岡山市ですが、予定としては大篠に転居しまして、農業をしたいと面接では聞いております。

日笠会長 はい、ありがとうございました。

今議案第9号に対して事務局並びに地元委員さんの説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

*
日笠会長 ありません。

*
日笠会長 ありませんか。

*
日笠会長 はい。

*
日笠会長 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

*
日笠会長 多数、挙手

*
日笠会長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。

*
日笠会長 《山下委員、入室》

日笠会長 議案第10号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局(津山) はい、失礼します。議案第10号の説明を致します。今回、津山地区から1件、久米地区から2件の計3件です。議案書のページは、5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1-1番・二宮の畑、253㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、二宮に主たる事務所を置く、基本財産の総額50万円の宗教法人です。申請地は、申請者が平成26年6月3日に本堂と庫裏の建設のため、一時転用の許可を取り、資材置場として利用していました。この度、本堂を整備した事により利用客の増加が見込まれ、また、札所としての参拝客も増えて来ているので、露天駐車場として利用するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁の利用と水路を設け、既存沈殿柵を介して、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を防止する形状であることを確認しています。桜町中町内会から、排水同意書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。津山地区分の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。続いて久米。

事務局(久米) はい、失礼します。続きまして、久米地区の説明を致します。

久5-1、中北上の田、247㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は植林で、杉30本の植樹となっています。転用事業者は、中北上にお住まいの農業を営む男性です。申請地は、自宅より約1kmと離れており通作が困難で、三方を山林に囲まれ日当たりが悪く、猪による被害もあるため、水稻の作付けをやめ、杉を植林するため転用するものです。事前施工が見受けられたため、地元農業委員の指導により顛末書を添付しての申請となっております。転用にあたり、境界部分については、既存畦畔を利用し、雨水排水は、傾斜を利用し、既存排水路へ流すなど、土砂流出等周囲への悪影

響を防止する形状であることを確認しています。明谷町内会から差し支えない旨の意見書の提出と、隣接農地所有者から植林をする事の同意書、及び苗木の販売証明書の添付を受けております。立地を考え、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、久5 - 2、久米川南の畑、113㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は露天駐車場です。転用事業者は、久米川南にお住まいの公務員の男性です。新たに子どもが車を所有することになり、また、農業用資材置き場として利用するため転用するものです。転用に当たり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水は、擁壁内周に排水路及び沈殿柵を設け、既存の排水路へ接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。大久保町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。立地を考え、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。議案第10号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

それでは、現地調査の説明をお願いします。

河 本 委 員

久5 - 1の中北上の件ですが、先程事務局から説明したとおりでありまして、三方が山林に囲まれていまして、もう作物が作れない状況です。宜しくお願いします。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

松 岡 委 員

8番松岡です。久5 - 2ですが、5月6日に河本委員、植本委員、事務局と4人で見に行きました。久米支所から181号線を東に3km程行った所に、吉井川があります。そこから南へ1km行った所で、津山市と美咲町の境近くです。現地在畑のままで、何もされていないので、問題はありません。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今議案第10号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

*

ありません。

日 笠 会 長

ありませんか。

*

はい。

日 笠 会 長

それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

*

多数、挙手

日 笠 会 長

はい、賛成多数という事でありがとうございます。

事務局（津山）

議案第11号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

はい、失礼します。議案第11号の説明を致します。今回、津山地区から5件、久米地区から1件の計6件です。議案書のページは、6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1 - 1番・川崎の田、283㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造平屋建て、全高5m程度の居宅1棟で、建蔽率は30%です。転用事業者は、川崎にお住まいの団体職員の男性です。現在、実家で親と同居しておりますが、子どもも増え手狭となったことから、母親の土地を譲り受け、居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存ブロック塀の利用と、排水路を設置し、溜柵を設け既存排水路に接続し、生活排水については、公共下水に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっていま

す。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津1-2番・林田の田、335.70㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は分譲宅地1区画分です。申請地は都市計画の用途地域内にあり、分譲目的の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は、細工町に本店を置く、資本金の額300万円の有限会社で、主な業務は不動産取引業です。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁の利用と、ブロック塀を新設し、雨水については、造成面に勾配を設け、既設水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。池ノ内水利組合から、排水同意書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津1-3番・押入の田、8.75㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、進入路です。転用事業者は、刈谷市にお住いの無職の男性です。現在は愛知県に住んでおりますが、申請地の隣接した宅地に居宅を設け、転入する予定でありますが、居宅を新設する事により、進入路が狭くなるので、進入路として造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロックを設置し、雨水については、既設水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、隣接宅地の不動産売買契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津1-4番・高野本郷の畑、80㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、庭です。転用事業者は、上之町にお住いのご夫婦です。現在、借家に居住しており、申請地に隣接する宅地と居宅を購入するにあたり、購入した宅地に車庫を建築する予定であり、敷地が手狭となる為、申請地を庭の一部として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック、擁壁及び水路により対処し、雨水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には、未所属で、隣接する宅地と居宅の売買契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津1-5番・二宮の田、1,408㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は、二宮にお住いの会社役員男性です。申請地の隣接地に申請者が役員を務める会社があり、業務拡張により車両台数等増え、既存施設では手狭となったため、駐車場として造成し会社に貸すことを考え、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁を利用し、雨水については、既存排水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。末田池水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出と、賃貸借契約書の写しの添付を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される周辺地域に居住する者の業務上必要な施設」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (久 米)

はい、ありがとうございます。続いて久米。

はい、失礼します。続きまして、久米地区の説明を致します。

久5-1、神代の畑 264㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に

該当しないため第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8m程度の居宅1棟で、建ぺい率は25%です。転用事業者は、真庭市にお住まいの会社員の女性です。現在、アパートに居住しており、子どもが生まれ手狭となってきたことから、父所有の当申請地を譲り受け、居宅を建築するために転用するものです。転用に当たり、境界部分にはコンクリート擁壁を設け、雨水は排水路及び溜柵を設け、既存の排水路へ接続し、生活雑排水は合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。神代町内会から差し支えない旨の意見書の提出と、隣接地所有者から、排水路を新設することへの同意書の提出を受けております。立地を考え、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。議案第11号の説明は以上でございます。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

小島委員

それでは、現地調査の説明をお願いします。

31番小島です。池田委員、神田委員、事務局2名とで現地を見に行きました。説明は事務局がしとっており、近くに集会場があるということで、その車を置いたりするのに使うということですので、宜しくお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

植本委員

10番植本です。5月6日に現地に行きました。事務局説明のとおりで、問題ないと思います。宜しくお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。議案第11号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

*

ありません。

日笠会長

ありませんか。

*

はい。

日笠会長

それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

*

多数、挙手

日笠会長

はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第12号農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山）

はい、失礼します。議案第12号の説明を致します。今回、津山地区から1件のみです。議案書のページは、7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1-6番・下高倉西の畑、1,015㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は露天作業場です。転用事業者は、久米南町に主たる事務所を置く、資産の総額154万8,218円の特定非営利活動法人です。申請者の就労支援B型事業所が、申請地から1.5km程の所にあり、事業に一環として、通所者に竹チップの袋詰め作業をしてもらって徒歩でも行ける作業場に適した所を探していましたが、利用者の関係者から申請地を譲り受ける話がまとまったため、作業場として造成するため転用するものです。なお、隣接地には、貸出人の所有する建物があり、休憩所として利用する契約になっています。転用にあたり、境界部分については、水路及び法面工を施し、雨水については、排水施設及び沈殿柵を設け、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。第二工区統括水利組合と隣接地所有者から、排水承諾書の提出と、賃貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。議案第12号の説明は以上です。

日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。今議案第 1 2 号に対して事務局の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。
* 日 笠 会 長	ありません。
* 日 笠 会 長	ありませんか。
* 日 笠 会 長	はい。
* 日 笠 会 長	それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。 多数、挙手
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事でありがとうございます。 議案第 1 3 号農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について上程します。事務局説明願います。
事務局（津山）	はい、失礼します。議案の説明の前に、1ヶ所訂正をお願いします。 8 ページ津 1 - 7、施設の概要が居宅と倉庫になっておりますが、居宅と車庫に変更をお願いします。繰り返します。8 ページ津 1 - 7、施設の概要を、居宅と車庫に変更をお願いします。 改めまして、議案第 1 3 号の説明を致します。今回、津山地区から 2 件のみです。議案書のページは、8 ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 津 1 - 7 番・河面の田、480㎡の件についてです。農地区分は、第 1 種、第 3 種に該当しないため、第 2 種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高 7.8m 程度の居宅 1 棟及び、全高 2.6m 程度の車庫 1 棟で、建蔽率は 2 4 % です。転用事業者は、大田にお住いの会社員の男性です。現在アパートで生活していますが、子どもの成長に伴い、手狭となったため、父所有の申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロックにより対処し、雨水については、排水施設及び沈殿柵を設け、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。 続きまして、津 1 - 8 番・中原の畑、301㎡の件についてです。農地区分は、第 1 種、第 3 種に該当しないため、第 2 種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高 5.3m 程度の居宅 1 棟及び、露天駐車場で、建蔽率は 3 1 % です。転用事業者は、金井にお住いの公務員の女性です。自宅が焼失し、住民票は変えていませんが、現在アパートで生活しており、居宅の新築を考えたところ、夫所有の申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水については、排水路及び沈殿柵を設け、既存水路に接続し、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。新池水利組合から、排水承諾書の提出と、借入金 が 3,000 万円を超えることからローン事前審査結果通知書と使用貸借契約書の写しの添付を受けております。また、一部に自動販売機が設置されていること、一部が隣接宅地の庭となっていることから、地元農業委員の指導により、顛末書を添付しての申請となっています。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。議案第 1 3 号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。今議案第 1 3 号に対して事務局の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。
* 日 笠 会 長	ありません。
日 笠 会 長	ありませんか。

	*			はい。
日	笠	会	長	それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。
	*			多数、挙手
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。
				議案第14号非農地証明願承認について上程します。写真が回るまで、休憩とします。
	*			写真回覧、休憩
日	笠	会	長	写真を見てもらうたんで、再開させていただきます。
				筆頭者の方、説明をお願いします。
森	本	委	員	18番森本です。津1-1について説明させていただきます。現地は高倉の西の端で、現地の状況はここにあるように昭和50年頃、父親が母屋を造成した際に、進入路、庭、宅地それぞれの一部にかかったような状態で、農地としてはどうすることもできないということです。宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
神	田	委	員	35番神田です。場所は農協の東支店の裏の方です。備考に書いてありますとおりで、本人にも確認したんですが、本人も知らなくてびっくりしたということです。致し方ないと思います。宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
福	田	委	員	15番福田です。数が沢山ありますが宜しくお願いします。先程、写真が回った所です。場所は横山から入って行って山なみ街道、それと種の町内に入って行く所に信号があります。その信号に止まって斜め右前の角地が1番始めの荒神山134-1でございます。ここは牧場をしております、ロール置場に使用していたんですが、道路ができて、狭くなったんですが、いまでもその調子で使用しております。それから種974-1、977-1これを説明します。これもロール置場として使用しております。道路ができて狭くなりましたが、今までどおり使用しております。それから、その下の種の尼子982、983、これは道の右上に牛舎があります。983は宅地の一部で牛舎になっているようですが、982は牛の運動場に使っているような状態です。どれも農業施設としますので、宜しくお願いします。
				続けて、津1-4でございますが、また別の人なんですが、牛を飼っております、この2つの土地が牛舎の一部に入っております。これも30年ほど前に、金島磐さんが持っておったんですが、ここで3代目の方が相続するという事で、調べて気が付いたということです。
				続いて、津1-5、ここは昭和60年頃から、牛の放牧場として使っていたということで、現在もそのように使っていますので、農業用施設として認めていただければと思います。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
本	山	委	員	6番本山です。津山安井線の美咲町より北へ300m程の所ですけども、昭和53年頃から、車庫として利用されているようです。その後県道の拡張がありまして、若干変化はあるものの、車庫として利用されているようです。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
池	田	委	員	32番池田です。場所は二宮から入って、1番下の瀬戸という所です。ここは前にお父さんが家をされとった所です。家庭菜園として使っていたみたいですが、火傷をしたり、足を悪うしたりで耕作できていません。宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
長	森	委	員	16番長森です。津1-8について、説明します。ここは田辺の県道で万福寺の上り口にある所でございます。これはリフォームで浄化槽を入れる際に、家の真ん中に農地があって、備考欄のとおりです。どうしようもないということで、宜しく

				お願いします。以上です。
日川	笠崎	会委	委員長	はい、ありがとうございました。 26番川崎です。昭和40年頃に檜を植林しておりまして、もう完全に農地ではありません。 それから、次の勝4-2は父親が新築した時から、進入路と庭として使っております。もう今どうすることもできませんので、宜しくお願いします。
日内	笠田	会委	委員長	はい、ありがとうございました。 26番内田です。勝4-3について、説明させていただきます。自宅の作業場として使っているようでして、備考欄にあるとおり、平成元年から利用されておりますので、致し方ないものとして考えております。 続きまして、勝4-4でございます。場所については、新野山形地内に、広域上水道の中継基地があります。その基地から、東へ100m程行った所でございます。備考にも書いてありますとおり、昭和38年頃に先代の方が植林しており、致し方ないと思います。 勝4-5でございますが、これは2筆ありまして、まず282-3ですが、自宅から1km程の山の中でございます。2筆目の465-1ですが、先程申し上げました勝4-4で申し上げました中継基地から東へ400m行った所でございます。どちらも昭和52年頃に植林をしたということですので、宜しくお願いします。
日平	笠田	会委	委員長	はい、ありがとうございました。 4番平田です。勝4-6を説明させていただきます。上野田町内会として、公会堂を増築した際に、宅地と思って増築してしまったということです。宜しくお願いします。
日植	笠本	会委	委員長	はい、ありがとうございました。 10番植本です。久5-1ですけど、植林をしてしまったということですが、現地は少し傾斜のある畑でございまして、不便な面もあり、致し方ないと思われました。以上です。
日	笠	会	委員長	はい、ありがとうございました。今議案第14号に対して、筆頭者の方の説明がありました。これに対して何かありますか。
	*			ありません。
日	笠	会	委員長	ありませんか。
	*			はい。
日	笠	会	委員長	はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。 多数、挙手
日	笠	会	委員長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第15号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の説明をお願いします。
大山	山	委	員	1区の大山です。何十年も作付をしていなくて、原野化した状態で、元に戻すのは不可能かと思えます。
日小	笠島	会委	委員長	はい、ありがとうございました。 31番小島です。津1-2です。本人も病気をしておりまして、備考欄に書いてあるとおりです。宜しくお願いします。
日神	笠田	会委	委員長	はい、ありがとうございました。 35番神田です。津1-3はもう雑木で現地まで入っていきません。致し方ないと思えますので、宜しくお願いします。
日福	笠田	会委	委員長	はい、ありがとうございました。 15番福田です。先程の非農地証明と関連があります。津1-4の始めの一番上の荒神山150-1ですが、これはさっき説明した信号の所の角に残っていた土地から

入って行った辺りでございます。車が行き止まりになるような場所ですが、もう原野化しております。それからその下でございますが、種917-2、946-1、946-2、946-3ですが、さっき説明した牛舎がある反対側に池がありまして、池の奥っ側にある土地でございますが、完全に山になっております。次の種950-1、958-1、975-1、1024-1、1024-4、1024-5、これは池があると先程言いましたが、その近くで道が通って残った土地でございます。このように沢山の土地ができたのは上を送電線が通って、その後に道路ができたからです。そういうことで、4つの筆が12に分かれた訳でございます。このようにややこしくなっていますが、備考欄にあるとおり、森林原野化していますので、宜しくお願いします。

日 笠 会 長
坂 本 委 員

はい、ありがとうございました。

坂本です。備考欄に書いてあるとおり、復元するのは難しい土地と思います。以上です。

日 笠 会 長
長 森 委 員

はい、ありがとうございました。

16番長森です。津1-6について、ご連絡させていただきます。先程の3条の所有権移転に絡んでの話です。これは[]から所有権移転する際に、すでに原野・山林化している農地を農地から外して処理しようとするもので、山林化というか、竹が生えていたり、藪になっていたり、原野になっている所もあります。復旧はちょっと無理かなあと思っています。以上です。

続きまして、津1-7ですけど、これは下横野でございますが、高田小学校の西側の田んぼでございます。先代と言うか、この方のお父さんが4、5年前に亡くなられて、それ以降する人もいなくなって、今は荒れていまして、原野化している状態です。それから下の上横野でございます。これはずっと以前から山林化している状態です。

その下の津1-8ですが、これは県道の津山加茂線の一宮小学校の信号から500m位北上した左側の山にため池がありますが、そのため池よりさらに奥にある畑でございますけども、機械が入らず、山になっており、どうしようもないと思います。以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今議案第15号に対して、筆頭者の方の説明がありました。これに対して何かありますか。

*

ありません。

日 笠 会 長

ありませんか。

*

はい。

日 笠 会 長

はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。

*

多数、挙手

日 笠 会 長

はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

議案第16号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明願います。

事務局（津山）

はい、失礼します。それでは、議案第16号農用地利用集積計画の承認について、説明致します。今回の利用権設定は、15ページの表にありますように、田109,734㎡、畑1,252㎡、計110,986㎡です。筆ごとの権利の内訳は、16ページから18ページの各筆明細に記載してありますように、津山地区16件、加茂地区1件、阿波地区1件、勝北地区8件、久米地区7件の計33件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。議案第16号の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今議案第16号に対して事務局が説明しましたが、承認いただけますか。

*

はい。

日 笠 会 長	よろしいか。
* 日 笠 会 長	はい。
* 日 笠 会 長	はい、賛成の方は挙手をお願いします。 多数、挙手
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第17号津山農業振興地域整備計画変更に関する意見について上程します。 事務局説明願います。
事務局（津山）	はい、失礼します。議案第17号の説明を致します。議案書のページは、19ページから22ページです。 それでは、議案書をもとに説明します。この件につきましては、津山市が農業振興地域整備計画を変更するにあたり、下記に掲げる変更点である、除外15件、用途変更4件の合計19件について、当委員会に対し意見を求めてきたものです。参考として22ページ下段に、農用地区域からの除外の基準について記載しております。それでは説明に移ります。 まず19ページから21ページの除外について説明します。除外1・3・5・6・7・8・10・11については、除外後の農地区分は第1種となりますが、第1種の例外許可規定である『既存施設の拡張』に該当し、いずれも集団性等に支障をきたす位置でもなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。 除外2及び12については、一般住宅を建築するもので、除外後の農地区分は第1種となりますが、第1種の例外許可規定である『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの』に該当し、いずれも集団性等に支障をきたす位置でもなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。 除外4については、露天駐車場及び露天資材置場として造成するもので、除外後の農地区分は第1種となりますが、第1種の例外許可規定である『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でもなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。 除外9については、墓地及び管理地を設置するもので、除外後の農地区分は第2種となりますが、集団性等に支障をきたす位置でもなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。 除外13については、植林し山林として管理するもので、除外後の農地区分は第2種となりますが、集団性等に支障をきたす位置でもなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。 除外14については、平成13年に農振除外の手続きを経て、倉庫を建築する転用許可を取り、既に倉庫が建築されているのも関わらず、再編入されていたため、改めて除外するものです。 除外15については、申出地は特定土地改良事業の受益地であり、除外後の農地区分は第1種農地に該当するため、転用許可要件を満たすものではないと考えます。 続きまして21ページ下段から22ページの用途変更について説明します。用途1については、耕作地が下横野に増えてきたため農業用倉庫が必要となり、農業施設用地に用途変更するもので、申出地の位置から見て、問題ないものと考えます。 用途2については、現在耕作している農地でブドウを栽培しており、その一部に農機具庫や農作業場を設置するため、農業施設用地に用途変更するもので、申出地の位置から見て、問題ないものと考えます。 用途3については、専業農家として効率をあげる農業経営に専念するため、自宅

付近で農作業施設及び農作業場が必要となり、自宅の目の前の申出地の一部を農業施設用地に用途変更するもので、申出地の位置から見て、問題ないものと考えます。

最後に用途4については、下に連なる農地群に安定して水を供給するためのため池を作るために、農業施設用地に用途変更するもので、申出地の位置から見て、問題ないものと考えます。

以上のことから、除外15については、除外後に転用許可要件を満たさないものと考えられるため、不相当とし、その他については、相当とする旨回答することが相当と考えます。議案第17号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございます。今議案第17号に対して事務局が説明しましたが、除外15を不相当とし、他は相当ということによろしいか。

* はい。

日笠会長 はい、賛成の方は挙手でお願いします。

* 多数、挙手

日笠会長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明して下さい。

事務局(津山) はい、失礼します。それでは、報告第2号について説明します。議案書のページは23ページから24ページです。今回は、相続によるものが3件・時効取得によるものが1件で、計4件20筆となっております。

1-1・1-4については、現況が雑草繁茂、山林化、一部無断転用などの農地がありましたので、適正な管理や適正な手続きをとるよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。報告第2号の説明は以上です。

日笠会長 続いて、報告第3号農地改良届出書の受理について説明して下さい。

事務局(津山) はい、失礼します。報告第3号を説明致します。議案書のページで申しますと、25ページです。今回は、2件です。

1-1は、農地が3枚に分かれており、その内の小さい2枚を1枚にして広くし、さらに水を入り易くするために、農地を削るものです。

1-2は、土留め、漏水防止、及び境界としてコンクリート擁壁を設置するというものです。報告第3号の説明は以上です。

日笠会長 続いて、報告第4号農地転用届出書の受理について説明して下さい。

事務局(津山) はい、失礼します。報告第4号を説明致します。議案書のページで申しますと、26ページです。今回、2件です。

1-1は、農業用倉庫の設置と進入路として造成するというものです。

1-2は、農機具庫を設置するというものです。報告第4号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。

これで議案は終わりましたが、皆さんの方から何かありませんか。

* ありません。

日笠会長 ありませんか。

* はい。

日笠会長 無い様でしたら、事務局の方からお願いします。

事務局 事務局から1点お諮りしたいことがございます。お手元に「担い手への農地の利用集積・集約化」という用紙をお配りしておりますので、ご確認ください。この件につきましては、先月の総会において、今年度の事業計画として決定したのですが、国の方で一部様式の変更があり、用紙の右下のあたり、赤で記載している部分ですが、新規参入者の参入目標面積についても決定するようにと通知がありました。事務局の案と致しまして、現在は3haと記載させていただいております。これは、3条での下限面積の30aに、今年度の新規参入者の目標数5経営体を単純

日 笠 会 長

に掛け1.5haのところ、新規参入には利用権設定での法人参入等があり、また上段に記載しておりますとおり、26・27年度とも新規参入面積が3haであったことから考え、今年度の参入目標面積についても、3haあたりの数値が適当ではないかと参考値として記載しております。皆様のご審議をお願いします。

はい、ありがとうございました。今事務局が説明したとおり、参入面積を3haにしてよろしいか。

*

日 笠 会 長

はい。

それでは、そのようにさせていただきます。

事 務 局 次 長

次回について、連絡をお願い致します。

事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の6月の定例委員会ですが、6月10日金曜日午後1時30分より、市役所2階202会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の6月の定例委員会ですが、6月10日金曜日午後1時30分より、市役所2階202会議室で行います。それに伴います現地調査ですが、6月8日水曜日午前9時30分より各地区で行っていただきたいと思えます。各地区の担当委員さんを申し上げます。

津山地区につきましては、38番溝口委員さん、3番目瀬委員さん、6番本山委員さんをお願い致します。

加茂・阿波地区につきましては、12番只友委員さん、30番南都委員さん、34番山下委員さんをお願い致します。

勝北地区につきましては、4番平田委員さん、9番内藤委員さん、26番川崎委員さんをお願い致します。

久米地区につきましては、13番光成委員さん、25番太田委員さん、37番河本委員さんをお願い致します。

次回の定例会の日程等についての事務局からの連絡は、以上でございます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

木 下 会 長 代 理

それでは、これもちまして5月の定例委員会を閉会と致します。ご苦労様でした。

*

お疲れ様でした。

(1 4 : 5 5 終 了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 印

署名委員 印
